

# 指定地域密着型通所介護事業利用重要事項説明書

利用者に対する指定地域密着型通所介護サービス提供開始にあたり、指定地域密着型通所介護事業運営規程について当事業者が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	特定非営利活動法人たすけあい佐賀
法人所在地	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 2516 番地 1
法人種別	特定非営利活動法人
代表者氏名	吉村 香代子
電話番号	0952 - 23 - 6950

## 2 事業所

名称	たすけあい佐賀かせデイサービス
所在地	佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 2516 番地 1
介護保険指定 事業所番号	4190100539
指定年月日	平成 31 年 3 月 1 日
管理者氏名	豆田 明日美
電話番号	0952 - 23 - 6950
FAX 番号	0952 - 25 - 9773

## 3 事業所で併せて実施する事業

事業の種類	佐賀県知事の事業者指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
第一号通所事業	平成 31 年 3 月 1 日	4190100539	18 人

## 4 事業の目的及び運営方針

- 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3 事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

## 5 職員体制

(令和7年4月1日現在)

職員の職種	管理者	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練 指導員
員数	1名(兼務)	10名(兼務)	2名(兼務)	9名(兼務)	2名(兼務)

## 6 営業日及び営業時間・利用申込窓口

営業日	毎週月曜日から日曜日
営業時間	午前9時から午後5時
利用申込窓口	当事業所 利用申込窓口担当 生活相談員 電話番号 0952-23-6950

## 7 事業の実施地域

事業の実施地域	佐賀市(三瀬村、富士町を除く)
---------	-----------------

## 8 定員

定員	18人
----	-----

## 9 施設サービスの概要

## (1) 介護保険給付サービス

- ① 相談及び援助
- ② 入浴サービス
- ③ 送迎サービス
- ④ 健康管理

## (2) 介護保険給付外サービス

- ① 通常の事業の実施地域を越えて送迎に要する費用(1km毎50円)
- ② 通常要する時間を超えての介護であって、利用者の選定に係るものの実施に伴い必要とする費用(1時間毎300円)
- ③ 食事代(昼食500円)
- ④ おむつ代(実費)
- ⑤ その他介護の提供に当たって通常必要になる、日常生活上の便宜の提供に係る費用

## 10 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ (無)
実施年月日(直近実施日)	令和 年 月 日
実施評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

11 提供するサービスの利用単位、利用者負担額

(利用者負担割合 1割)

サービス内容	算定項目		単位数	利用者負担額	
地域通所介護 11	イ 地域 密着 型 通所 介護 費	3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	416 単位/回	416 円/回
地域通所介護 12			要介護 2	478 単位/回	478 円/回
地域通所介護 13			要介護 3	540 単位/回	540 円/回
地域通所介護 14			要介護 4	600 単位/回	600 円/回
地域通所介護 15			要介護 5	663 単位/回	663 円/回
地域通所介護 21		4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	436 単位/回	436 円/回
地域通所介護 22			要介護 2	501 単位/回	501 円/回
地域通所介護 23			要介護 3	566 単位/回	566 円/回
地域通所介護 24			要介護 4	629 単位/回	629 円/回
地域通所介護 25			要介護 5	695 単位/回	695 円/回
地域通所介護 31		5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	657 単位/回	657 円/回
地域通所介護 32			要介護 2	776 単位/回	776 円/回
地域通所介護 33			要介護 3	896 単位/回	896 円/回
地域通所介護 34			要介護 4	1,013 単位/回	1,013 円/回
地域通所介護 35			要介護 5	1,134 単位/回	1,134 円/回
地域通所介護 41		6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	678 単位/回	678 円/回
地域通所介護 42			要介護 2	801 単位/回	801 円/回
地域通所介護 43			要介護 3	925 単位/回	925 円/回
地域通所介護 44			要介護 4	1,049 単位/回	1,049 円/回
地域通所介護 45			要介護 5	1,172 単位/回	1,172 円/回
地域通所介護 51	7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	753 単位/回	753 円/回	
地域通所介護 52		要介護 2	890 単位/回	890 円/回	
地域通所介護 53		要介護 3	1,032 単位/回	1,032 円/回	
地域通所介護 54		要介護 4	1,172 単位/回	1,172 円/回	
地域通所介護 55		要介護 5	1,312 単位/回	1,312 円/回	
地域通所介護 61	8 時間以上 9 時間未満	要介護 1	783 単位/回	783 円/回	
地域通所介護 62		要介護 2	925 単位/回	925 円/回	
地域通所介護 63		要介護 3	1,072 単位/回	1,072 円/回	
地域通所介護 64		要介護 4	1,220 単位/回	1,220 円/回	
地域通所介護 65		要介護 5	1,365 単位/回	1,365 円/回	
□ 入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ)		40 単位/日	40 円/日	
ハ 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40 単位/月	40 円/月	
ニ サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (注1)		22 単位/回	22 円/回	
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算Ⅱ (注2)		(1月につき +所定単位×90/1000)		

(注1)、(注2)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。所定単位はイからニまでにより算定した単位数の合計です。

## (利用者負担割合 2割)

サービス内容	算定項目		単位数	利用者負担額	
地域通所介護 11	イ 地域密着型通所介護費	3時間以上 4時間未満	要介護 1	416 単位/回	832 円/回
地域通所介護 12			要介護 2	478 単位/回	956 円/回
地域通所介護 13			要介護 3	540 単位/回	1,080 円/回
地域通所介護 14			要介護 4	600 単位/回	1,200 円/回
地域通所介護 15			要介護 5	663 単位/回	1,326 円/回
地域通所介護 21		4時間以上 5時間未満	要介護 1	436 単位/回	872 円/回
地域通所介護 22			要介護 2	501 単位/回	1,004 円/回
地域通所介護 23			要介護 3	566 単位/回	1,132 円/回
地域通所介護 24			要介護 4	629 単位/回	1,258 円/回
地域通所介護 25			要介護 5	695 単位/回	1,390 円/回
地域通所介護 31		5時間以上 6時間未満	要介護 1	657 単位/回	1,314 円/回
地域通所介護 32			要介護 2	776 単位/回	1,552 円/回
地域通所介護 33			要介護 3	896 単位/回	1,792 円/回
地域通所介護 34			要介護 4	1,013 単位/回	2,026 円/回
地域通所介護 35			要介護 5	1,134 単位/回	2,268 円/回
地域通所介護 41		6時間以上 7時間未満	要介護 1	678 単位/回	1,356 円/回
地域通所介護 42			要介護 2	801 単位/回	1,602 円/回
地域通所介護 43			要介護 3	925 単位/回	1,850 円/回
地域通所介護 44			要介護 4	1,049 単位/回	2,098 円/回
地域通所介護 45			要介護 5	1,172 単位/回	2,344 円/回
地域通所介護 51		7時間以上 8時間未満	要介護 1	753 単位/回	1,506 円/回
地域通所介護 52			要介護 2	890 単位/回	1,780 円/回
地域通所介護 53			要介護 3	1,032 単位/回	2,064 円/回
地域通所介護 54			要介護 4	1,172 単位/回	2,344 円/回
地域通所介護 55			要介護 5	1,312 単位/回	2,624 円/回
地域通所介護 61	8時間以上 9時間未満	要介護 1	783 単位/回	1,566 円/回	
地域通所介護 62		要介護 2	925 単位/回	1,850 円/回	
地域通所介護 63		要介護 3	1,072 単位/回	2,144 円/回	
地域通所介護 64		要介護 4	1,220 単位/回	2,440 円/回	
地域通所介護 65		要介護 5	1,365 単位/回	2,730 円/回	
□ 入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ)		40 単位/日	80 円/日	
ハ 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40 単位/月	80 円/月	
ニ サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (注1)		22 単位/回	44 円/回	
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算Ⅱ (注2)		(1月につき +所定単位×90/1000)		

(注1)、(注2)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。所定単位はイからニまでにより算定した単位数の合計です。

## (利用者負担割合 3割)

サービス内容	算定項目		単位数	利用者負担額	
地域通所介護 11	イ 地域密着型通所介護費	3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	416 単位/回	1,248 円/回
地域通所介護 12			要介護 2	478 単位/回	1,434 円/回
地域通所介護 13			要介護 3	540 単位/回	1,620 円/回
地域通所介護 14			要介護 4	600 単位/回	1,800 円/回
地域通所介護 15			要介護 5	663 単位/回	1,989 円/回
地域通所介護 21		4 時間以上 5 時間未満	要介護 1	436 単位/回	1,308 円/回
地域通所介護 22			要介護 2	501 単位/回	1,503 円/回
地域通所介護 23			要介護 3	566 単位/回	1,698 円/回
地域通所介護 24			要介護 4	629 単位/回	1,887 円/回
地域通所介護 25			要介護 5	695 単位/回	2,085 円/回
地域通所介護 31		5 時間以上 6 時間未満	要介護 1	657 単位/回	1,971 円/回
地域通所介護 32			要介護 2	776 単位/回	2,319 円/回
地域通所介護 33			要介護 3	896 単位/回	2,679 円/回
地域通所介護 34			要介護 4	1,013 単位/回	3,030 円/回
地域通所介護 35			要介護 5	1,134 単位/回	3,390 円/回
地域通所介護 41		6 時間以上 7 時間未満	要介護 1	678 単位/回	2,034 円/回
地域通所介護 42			要介護 2	801 単位/回	2,403 円/回
地域通所介護 43			要介護 3	925 単位/回	2,775 円/回
地域通所介護 44			要介護 4	1,049 単位/回	3,147 円/回
地域通所介護 45			要介護 5	1,172 単位/回	3,516 円/回
地域通所介護 51		7 時間以上 8 時間未満	要介護 1	753 単位/回	2,259 円/回
地域通所介護 52			要介護 2	890 単位/回	2,670 円/回
地域通所介護 53			要介護 3	1,032 単位/回	3,096 円/回
地域通所介護 54			要介護 4	1,172 単位/回	3,516 円/回
地域通所介護 55			要介護 5	1,312 単位/回	3,936 円/回
地域通所介護 61	8 時間以上 9 時間未満	要介護 1	783 単位/回	2,349 円/回	
地域通所介護 62		要介護 2	925 単位/回	2,775 円/回	
地域通所介護 63		要介護 3	1,072 単位/回	3,216 円/回	
地域通所介護 64		要介護 4	1,220 単位/回	3,660 円/回	
地域通所介護 65		要介護 5	1,365 単位/回	4,095 円/回	
□ 入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅰ)		40 単位/日	120 円/日	
ハ 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40 単位/月	120 円/月	
ニ サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (注1)		22 単位/回	66 円/回	
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算Ⅱ (注2)		(1月につき +所定単位×90/1000)		

(注1)、(注2)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。所定単位はイからニまでにより算定した単位数の合計です。

## 12 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 豆田 明日美
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 13 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対し説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

また、事業者として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

(3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 14 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、すみやかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 15 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者の過失による事故の場合は損害賠償は行いません。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
保険の概要	対人・対物賠償

## 16 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密は守ります。
サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。

## 17 協力医療機関

医療機関の名称	神野診療所
院長名	香月 彰夫
所在地	佐賀市神野東 4 丁目 10 番 5 号
電話番号	0952-31-1060
契約の概要	利用者に病状の急変が合った場合、診療を依頼

## 18 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	事業所内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

## 19 苦情等申立先

当事業所御利用相談室	窓口担当者	豆田 明日美 (窓口担当者不在時は、代理職員にて受け付けます。)
	受付時間	毎日 9:00~17:00
	ご利用方法	電話 0952-23-6950
	面接	相談室
	苦情箱	事業所内に設置

## 20 その他の苦情受付機関

佐賀中部広域連合	所在地	佐賀市白山 2 丁目 1 番 12 号
	電話	0952-40-1111
	Fax	0952-40-1165
	受付時間	8:30~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地	佐賀市呉服元町 7 番 28 号
	電話	0952-26-1477
	受付時間	8:30~17:00

# 事業所における苦情対応体制

